



解説

IFRIC解釈指針第19号 持分金融商品による金融負債の消滅 (Extinguishing Financial Liabilities with Equity Instruments)

元国際会計基準審議会 (IASB) 実務研究員 公認会計士 おおき まさし 大木 正志

1 はじめに

国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) は、昨今の金融危機を背景としてデット・エクイティ・スワップ取引とよばれる金融取引について、ガイダンスを提供するようリクエストを受けた。デット・エクイティ・スワップ取引とは、経済危機により過剰債務返済に窮した企業が持分金融商品 (株式など) を金融機関に発行することと引き換えに、金融負債を消滅させる取引である。

このリクエストを受けて、IFRICは、2009年8月にIFRIC解釈指針案D25号「Extinguishing Financial Liabilities with Equity Instruments」(持分金融商品による金融負債の消滅) を公表した。60日のコメント期間を設定してコメントを募集することとなった。2009年11月のIFRIC会議で、解釈指針案の再討議が終了した。IFRICは、適用範囲、優先的な測定方法及び部分消滅に関して明確化をした。修正点の重要性に照らし

て再公開手続の必要性はないと判断された。本解釈指針は、2010年7月1日以降開始事業年度より適用されることが決定された。IFRICは、最終解釈指針公表のコンセンサスに達した。ボードは本解釈指針を承認した。IFRIC第19号「持分金融商品による金融負債の消滅」が、2009年11月に公表された。

本稿では、解釈指針案からの変更点を踏まえながら、最終解釈指針全体を解説することとする。

筆者は、最近までIASB実務研究員 (Practice Fellow) として、IFRIC関連プロジェクト及びボード年次改善プロジェクトに従事していた。本解釈指針については、解釈指針案D25号の完成までをプロジェクト・マネジャーとして担当した。

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

2 背景

資金の貸手が債務返済に窮してい

る借手に対して対処する方法として、例えば、次のような手段を用いることがある。

- 貸付金を市場にて他の投資家に売却する
- 貸付金の貸出条件について再交渉する (例えば、返済期限の延長、支払金利レートの減少)
- 貸付金の全部若しくは一部の返済手段として、借手の持分金融商品を受け取る (デット・エクイティ・スワップ)

IFRICは、IAS第39号「金融商品：認識と測定」及びIAS第32号「金融商品：表示」を、企業が全部又は一部の金融負債を消滅させるために自己の持分金融商品を発行する取引 (デット・エクイティ・スワップ) にいかに関適用するかに関して、ガイダンスのリクエストを受けた。

IFRICは、企業が発行した持分金融商品の測定に関して、実務でのばらつきがあることを認識した。ある者は、発行した持分金融商品を金融負債の帳簿価額で認識し、利得又は損失を損益として認識しない。また、

ある者は、発行した持分金融商品を金融負債又は持分金融商品の公正価値で認識し、金融負債の帳簿価額との差額を損益として認識する。

3 適用範囲と論点

解釈指針は、自己が負っている金融負債の契約条件を再交渉する借手側、すなわち、負債の全部又は一部を消滅させるために持分金融商品を発行する企業側の会計処理を取り扱う。貸手側の会計処理は適用対象外である。

最終解釈指針において、次のようなケースは本適用指針の適用対象外となることが明確化された。

- 資金の貸手が直接株主若しくは間接株主であり、既存株主の資格に基づいて行動する場合（すなわち、株主からの借入金についてデット・エクイティ・スワップを実行する場合）
- 資金の貸手と借手たる企業が、同一の当事者により取引の前後で継続して支配されており（すなわち、共通支配下取引である場合）、取引の本質が借手企業に対する資本の拠出若しくは分配である場合
- 株式の発行による金融負債の消滅が当初の金融負債の発行条件である場合（すなわち、転換社債）
本解釈指針で取り扱う論点は、下記のとおりである。
- 企業の持分金融商品は、IAS第39号第41項にいう「支払対価」(consideration paid) であるか。
- 企業は、金融負債を消滅させるために発行された持分金融商品をいかに当初測定すべきか。
- 企業は、消滅した金融負債の帳簿価額と発行された持分金融商品の当初測定金額の差額をいかに会

計処理するか。

4 コンセンサス

企業の持分金融商品は、IAS第39号第41項にいう「支払対価」(consideration paid) であるか

金融負債の全体若しくは部分を消滅させるために実施される、貸手に対する持分金融商品の発行は、IAS第39号第41項にいう支払対価 (consideration paid) である。企業は、IAS第39号第39項に従い、金融負債が消滅する際に限り金融負債（若しくはその一部）を財政状態計算書から除去しなければならない。

IFRICは、現行のIFRSに持分金融商品の発行に関する会計ガイダンスが存在しないことを認識した。IAS第39号第41項により、企業は、消滅する金融負債の帳簿価額と支払対価の差額を損益として認識しなければならない。本パラグラフは、譲渡する非現金資産と引き受けた金融負債が支払対価に含まれる、と明示的に記述しているものの、発行された持分金融商品について特段に触れていない。

しかしながら、IFRICは、IFRS第2号「株式報酬」は、持分金融商品が財貨又はサービスの対価として支払対価に含まれること、また、IFRS第3号「企業結合」は、持分金融商品が事業の支配権を獲得するための対価に含まれることを明示していることに注目した。

IFRICはまた、金融負債の消滅のための持分金融商品発行は、2つの取引から構成されると分析することができるとした。まず、借手に対して現金を対価に新規の持分金融商品

が発行される。次に、この現金が金融負債の消滅のために利用されることに貸手が合意する。

この分析に従って、IFRICは、金融負債の消滅のために発行された持分金融商品がIAS第39号第41項にいう支払対価に含まれると結論した。企業は、IAS第39号第39項に従い、金融負債が消滅する際に、金融負債（若しくはその一部）を財政状態計算書から除去しなければならない。**企業は、金融負債を消滅させるために発行された持分金融商品をいかに測定すべきか**

企業は、金融負債の全部若しくは一部を消滅させるために、貸手に発行された持分金融商品を、信頼性をもって測定できる限り、その持分金融商品の公正価値で当初測定しなければならない。持分金融商品の公正価値が信頼性をもって測定できない場合には、金融負債の消滅のために発行された持分金融商品は消滅した金融負債の公正価値で当初測定されなければならない。消滅した金融負債が要求払いの性格（例えば、要求払預金）を持つ場合、その公正価値を測定するに当たっては、IAS第39号第49項は適用されない。発行された持分金融商品の公正価値の測定日は、金融負債が消滅した日である。

IFRICは、IFRSには、下記の特定期取引に関するガイダンスを除き、持分金融商品の初度認識測定に関する一般原則が存在しないことを認識した。

- **複合金融商品の当初認識 (IAS第32号)**

資本部分へ配分される金額は、複合金融商品全体の公正価値から金融負債部分の公正価値を控除し

た残余である。

・ **自己株式の購入、再発行又は取消し (IAS第32号)**

自己の持分金融商品の購入、売却、再発行若しくは取消しから、損益として認識する利得・損失は発生しない。これらは、株主としての資格に基づく株主との取引である。

・ **株式報酬取引で発行される持分金融商品 (IFRS第2号)**

持分決済型の株式報酬取引について、企業は、受け取った財貨・サービスとこれに対応する資本の増加を、信頼性をもって見積りすることができる限り、受け取った財貨・サービスの公正価値で直接的に測定する。もし、企業が受領した財貨・サービス (例えば、従業員との取引) の公正価値を信頼性をもって見積もることができない場合には、企業は、受け取った財貨・サービスとこれに対応する資本の増加を、付与された持分金融商品の公正価値を参照して間接的に測定する。

・ **企業結合で移転される対価 (IFRS第3号)**

企業結合で移転される対価合計は、公正価値で測定される。これには、取得者により発行される株式持分の取得日時時点の公正価値が含まれる。しかしながら、IFRICは、IFRSの一般原則によれば、資本は残余部分であり、資産と負債の変化を参照して当初測定されるべきであると認識した (フレームワーク及びIFRS第2号)。IFRS第2号により、持分金融商品の発行を見返りとして財貨又はサービスを受領するとき、企業は、受領した財貨又はサービスの公正価値で資本の増加を直接的に測定すべきことについて明白である。

IFRICは、金融負債を消滅させるために持分金融商品が発行されたとき、同様の原則が適用されるべきとした。しかしながら、IFRICは、借手が財務的に困難な状況にある場合、発行された持分金融商品及び消滅した金融負債の公正価値測定に実務的な困難が伴うことがあり得ることを懸念した。したがって、IFRICは、解釈指針案D25号を公表するに当たり、金融負債の消滅のために発行された持分金融商品を、その持分金融商品の公正価値又は消滅した金融負債の公正価値のいずれか信頼性をもって測定できる公正価値で当初測定されるべきと結論した。

この結論に対して、コメンテーターからは、恣意的な会計上の選択を防止するために、優先的な測定基準を決定すべきという意見が多数寄せられた。大多数のコメンテーターは、フレームワーク及びIFRS第2号に基づき、金融負債の消滅のために発行された持分金融商品を消滅した金融負債の公正価値で測定すべきという声も少なからずあった。これは、金融負債の消滅のために発行された持分金融商品がIAS第39号第41項にいう支払対価に含まれるとするコンセンサスと整合するためである。また、持分金融商品の公正価値は、金融負債の条件を再交渉する際に要求されるプレミアムを含むため、取引の支払対価総額を最も反映しているとした。

最終的にIFRICは、金融負債の消滅のために発行された持分金融商品を、信頼性をもって測定できる限り、その持分金融商品の公正価値で当初測定すべきと結論した。持分金融商品の公正価値が信頼性をもって測定

できない場合には、金融負債の消滅のために発行された持分金融商品を、消滅した金融負債の公正価値で当初測定されるべきとした。すなわち、優先的な測定基準を持分金融商品の公正価値とした。

再討議において、IFRICは、金融負債の条件が遵守されないことにより負債が要求払いになる局面において、デット・エクイティ・スワップがたびたび用いられることを認識した。IFRICは、IAS第39号第49項が消滅する金融負債の公正価値測定に適用されないことを確認した。デット・エクイティ・スワップ取引では、要求払いの性格が、最早、重要ではないからである。

IFRICは、発行された持分金融商品の公正価値の測定日は、金融負債が消滅した日であることを明らかにした。これは、企業結合の対価として発行された持分金融商品の公正価値測定日は、合意日ではなく取得日であること (IFRS第3号) と整合している。**企業は、消滅した金融負債の帳簿価額と支払対価の差額をいかに会計処理するか**

企業は、IAS第39号第41項に従い、消滅した金融負債 (若しくはその一部) の帳簿価額と発行された持分金融商品の初度測定金額の差額を損益として認識しなければならない。発行された持分金融商品の公正価値の測定日は、金融負債が消滅した日である。

IAS第39号第41項に従い、企業は、消滅した金融負債の帳簿価額と発行した持分金融商品の初度測定金額の差額に関する利得又は損失を損益に含めて認識しなければならない。この要求は、フレームワークの収益に

関する議論と整合する。

- ・ 収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増価、又は負債の減少の形を採る経済的便益の増加であり、持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう(第70項(a))。
- ・ 利得は、収益の定義を満たすその他の項目を示し、企業の通常の活動の過程において発生するもの、発生しないものがある。利得は、経済的便益の増加額を示す(第75項)。
- ・ 収益は、負債の決済から生じることがある。例えば、企業は借入金の返済義務の履行のために、貸付者に財貨及びサービスを提供することがある(第77項)。

全体の消滅の場合

IFRICは、金融負債の消滅のための持分金融商品発行は、2つの取引から構成されると分析することができるとした。まず、借手に対して、現金を対価に新規の持分金融商品が発行される。次に、この現金が、金融負債の消滅のために利用されることに貸手が合意する。貸手が、負債を消滅するために現金を受け取る場合、利得又は損失を損益に含めて認識しなければならない。

同様に、IFRICは、企業が転換型金融商品の条件を変更して早期転換を促す場合、IAS第32号に従い保有者に対して支払う追加的対価を損益として認識しなければならないことに注目した。したがって、IFRICは、企業がある金融商品を自己の持分金融商品の発行により決済する場合で、かつ、この決済が契約の当初条件に基づくものでない場合、企業は、利得又は損失を損益として認識しなければならない、と結論した。

以上の結論から、企業は、消滅し

た金融負債の帳簿価額と発行した持分金融商品の公正価値(持分金融商品の公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、金融負債の公正価値)との差額につき、利得又は損失を損益に含めて認識しなければならない、とIFRICは結論した。

部分の消滅の場合

持分金融商品の発行により金融負債の一部のみが消滅した場合、企業は、支払対価の一部が残存する金融負債の契約条件の変更に関連していないかを評価しなければならない。もし、支払対価の一部が残存する金融負債の契約条件の変更に関連する場合には、企業は、支払対価を消滅した金融負債と残存する金融負債に配分しなければならない。企業は、この配分を実行するに当たり、取引に関連するあらゆる事実と状況とを勘案しなければならない。

残存する負債に配分された対価は、残存する金融負債の契約条件が当初の金融負債の契約条件から著しく異なる(substantially different)かどうかの判断の一部を構成しなければならない。もし、残存する金融負債の契約条件が当初の金融負債の契約条件から著しく異なる場合、企業はIAS第39号第40号に従い、当該変更を当初金融負債の消滅及び新しい金融負債の認識として当該取引を会計処理しなければならない。

IFRICは、金融負債のリストラクチャリングが、しばしば持分金融商品の発行による金融負債の部分的決済と残余金融負債の借入条件の変更を伴うことを認識した。したがって、IFRICは、部分的な消滅に関するガ

イダンスを解釈指針に含めることとした。部分の消滅の場合でも、全体の消滅における議論が、部分的に消滅する金融負債に関して適用される。

コメンテーターの多くは、解釈指針案に含まれていた部分消滅のガイダンスについて明確化を求めた。IFRICは再討議において、企業の持分金融商品の発行は、金融負債の消滅した部分の支払対価と残存する負債の条件変更の支払対価の双方を反映しているかもしれないとした。よって、企業は、支払対価を金融負債の消滅した部分と残存する負債に配分しなければならない。企業は、消滅した金融負債から認識される損益を決定し、また、残存する金融負債が借入条件の著しい変更に当たるかどうかを評価するに当たり、この配分を検討することとなる。

残存する金融負債の借入条件が、IAS第39号第40号に従い著しい変更に当たるかどうかを決定するための追加的なガイダンスの提供は、本解釈指針の適用範囲外である、とIFRICは結論した。

表 示

企業は、消滅した金融負債の帳簿価額と発行した持分金融商品の初度測定金額の差額(損益)を、包括利益計算書において利得又は損失として別個に表示するか、若しくは、注記にて開示しなければならない。

IFRICは、企業は、消滅する金融負債の帳簿価額と持分金融商品の当初測定金額の差額(損益)を、包括利益計算書において利得又は損失として別個に表示するか、若しくは注記にて開示しなければならない、と決定した。この要求は、その他のIFRS

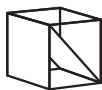
監査法人 ナカチグループの

価値評価業務

理論と実務に精通した公認会計士による
高品質かつ公正な評価をご提供致します

- ・ M & A における対象企業の価値評価
- ・ 合併比率・株式交換比率の算定
- ・ 未上場企業の株価算定
- ・ 優先株式の評価
- ・ 新株予約権の評価
- ・ 知的財産の評価
- ・ ブランド価値の評価
- ・ 民事再生における財産査定等

金融商品の時価等に関する
注記についてのご相談も
お受けしております



株式会社 財務戦略ナカチ

www.nakachi-cf.com

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-15-11
千代田西井ビル

TEL : 03-3292-5525

FAX : 03-5259-5699

の要求と整合している。例えば、

- ・ 利得が損益計算書で認識される場合には、その情報が経済的意思決定を行うために有用であるため、利得は、通常は別個に表示される（フレームワーク第76項）。
- ・ 企業は、財務状況を理解する上で適切になる場合には、追加的な表示項目、見出し及び小計を包括利益計算書及び個別財務諸表（表示する場合）の本体上に表示しなければならない（IAS第1号第85項）。
- ・ 企業は、金融負債から生じる純利得又は純損失を、包括利益計算書上若しくは注記にて開示しなければならない（IFRS第7号第20項）。

5 適用日及び移行措置

本解釈指針は、2010年7月1日以降開始事業年度より適用される。開示を条件に早期適用が認められる。

本解釈指針は、表示されている最も早い比較期間の期首より、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に準拠して会計方針の変更として適用されなければならない。

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」が改訂された。IFRS初度適用者は、本解釈指針の移行措置を適用してもよい。

6 解釈指針案からの主な変更点

- ・ 共通支配下取引など、特定の取引を本解釈指針の適用対象から外した。
- ・ 金融負債の消滅のために発行された持分金融商品を、信頼性をもって測定できる限り、その持分金融商品の公正価値で当初測定すべきとした。
- ・ 要求払いの性格を含む金融負債の公正価値測定に当たり、IAS第

39号第49項が適用されないことを明確化した。

- ・ 金融負債部分消滅の場合の取扱いを明確化した。
- ・ 発行された持分金融商品の公正価値の測定日は、金融負債が消滅した日であることを明らかにした。

7 おわりに

2009年6月にIFRICにアジェンダ・リクエストが提出されてから、2009年11月にIFRIC第19号が公表されるまで、本プロジェクトは半年間という異例のスピードで完結した。IFRIC第19号の公表により、IASBで筆者の関与したすべてのプロジェクトが完結できたことに安堵している。IASBには、IFRS非適用国出身者であり非英語圏出身者の筆者に対して、3つの解釈指針（IFRIC第16号、第17号、第19号）でプロジェクトマネージャーとして関与する機会を与えていただいたことに大変感謝している。特に、前IASBディレクター（現カナダ会計基準委員会議長、元IASB理事）のパトリシア・オマリー氏には、テクニカルな面で多大なご指導をいただいた。IASB理事の山田辰己氏には、ご多忙にもかかわらず、いつも温かい励ましの声をかけていただいた。改めて、この場を借りてお礼を申し上げたい。

教材コード J020554



研修コード 210309

履修単位 1単位